

2020年5月29日

関係者各位

一般社団法人健康食品産業協議会  
公益財団法人日本健康・栄養食品協会  
公益社団法人日本通信販売協会  
日本抗加齢協会

## エビデンスレビュー評価委員会の設置について

消費者庁より、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」が公表されましたが、同時に関係団体に向けて「事後チェック指針に基づく事業者の自主的管理推進に係る協力依頼について」も公表されました。

これを受けて、業界団体主導の民間組織として、健康食品産業協議会内にエビデンスレビュー評価委員会を設置いたします。エビデンスレビュー評価委員会の運用につきましては、下記の通りです。

### 記

- ・ エビデンスレビュー評価委員会は、事業者が消費者庁に届出を行った際に、機能性表示食品のエビデンスの科学的妥当性について疑義が生じた場合、事業者からの依頼に基づき、エビデンスレビューを実施します。
- ・ エビデンスレビューを行う委員は、当該事業の実施に必要な、医学、薬学、栄養学等の専門知識、臨床統計学、栄養疫学、システマティック・レビュー等に精通するなど、本事業において、適切にエビデンスレビューを行うことのできる有識者を、各業界団体、消費者庁が、適宜推薦した者により構成することとします。なお、委員の名前は外部には公表いたしません。
- ・ 委員のうち1名を、消費者庁にも確認を取った上で、業界団体においてエビデンスレビューの意見集約を行う座長として指名します。
- ・ レビューは、事案毎に、必要な専門性及び利益相反に配慮して座長の指名により招集された委員によって行われます。
- ・ 招集された委員は、事業者及び消費者庁から提供を受けた情報に基づき事務局が作成した回答案について、機能性表示食品の届出ガイドライン及び事後チェック指針等に照らし、当該エビデンスの適否に係るエビデンスレビューを実施し、当該結果に応じた技術的助言を行います。
- ・ エビデンスレビュー評価委員会における評価結果は、事業者と消費者庁へ伝えられ、消費者庁は事後チェック指針に基づき、その評価結果を、機能性表示食品に関する科学的知見及び客観的立場を有すると認められる組織において評価を受けたものとして取り扱うこととなります。

以上

本件についてのお問い合わせ

一般社団法人健康食品産業協議会事務局 原・西村

E-mail : office@jaohfa.com

TEL : 03-4405-1200